

株式会社大野工業に対する廃棄物処理法 に基づく行政処分及び調査結果について

令和2年9月10日に群馬県より、東邦亜鉛株式会社から排出された非鉄スラグに関する調査結果及び同社等に対する行政処分が公表されました。前橋市は、非鉄スラグを受け入れていた(株)大野工業に対し、次のとおり行政処分を行いましたのでお知らせします。

1 被処分者

- (1) 住所 群馬県前橋市横沢町906番地7
(2) 名称 株式会社大野工業 代表取締役 大野 秀雄

2 処分年月日

令和2年10月5日(月)

3 処分内容

- (1) 産業廃棄物処分業(許可番号:11420-062239)の全部の90日間の停止
(2) 産業廃棄物処理施設(みなし許可)の使用の90日間の停止

※停止期間:令和2年10月6日(火)から令和3年1月3日(日)まで

4 処分に係る主な調査結果

(1) 非鉄スラグの取引

(株)大野工業は、東邦亜鉛(株)から、東邦亜鉛(株)安中精錬所の亜鉛の生産・製造工程において発生した非鉄スラグ(以下「非鉄スラグ」という。)について、資料から取引量やその代金等が確認できる平成26年6月から平成27年12月までの間、7,351トン(七千三百五十一トン)を路盤材原料として受け入れた。

この間、石井商事株式会社(埼玉県八潮市鶴ヶ曽根943番地)が、非鉄スラグの運搬を行った。

(2) 非鉄スラグに係る金銭の授受

(株)大野工業は、東邦亜鉛(株)へ非鉄スラグの代金として1トン当たり500円(消費税抜き。以下同じ。)を支払ったが、石井商事(株)から非鉄スラグの販売促進費として1トン当たり1,000円を受領しており、一連の取引は逆有償取引であった。

(3) 非鉄スラグの廃棄物該当性

(1)の取引において(株)大野工業が受け入れた非鉄スラグについて、その物の性状、排出の状況、通常の見扱い形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案したところ、亜鉛製錬の事業活動に伴い排出された産業廃棄物である「鋳さい」に該当すると認められた。

5 処分理由

産業廃棄物処分業の許可業者である(株)大野工業は、産業廃棄物であるガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、及び、がれき類のみの処分を許可されているところ、平成26年6月から平成27年12月までの間、前橋市横沢町に所在する自社の敷地において産業廃棄物である「鋳さい」(非鉄スラグ)を受け入れ、その処分を事業として行った。

このことは、廃棄物処理法第14条の2第1項の規定に違反し、許可を受けることなく産業廃棄物処分業の事業の範囲を変更したと認められる。

本件に関するお問い合わせ先

廃棄物対策課 審査係

電話 直通 / 027-898-5953